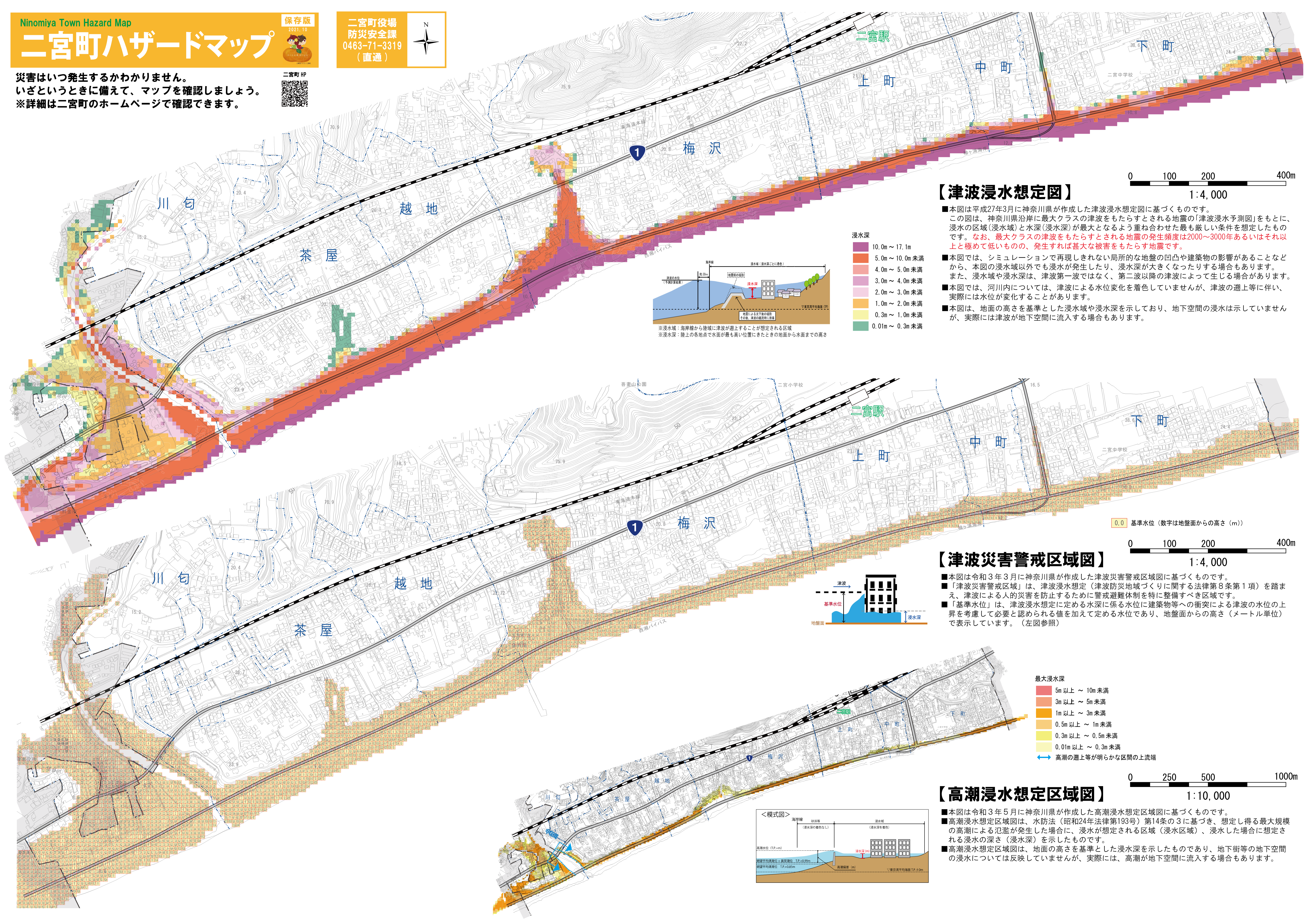
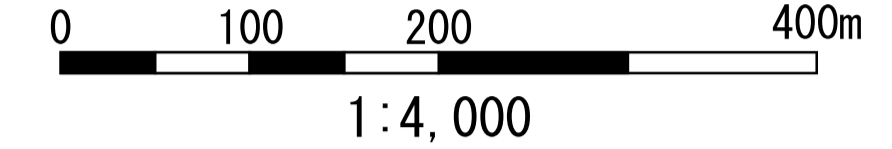




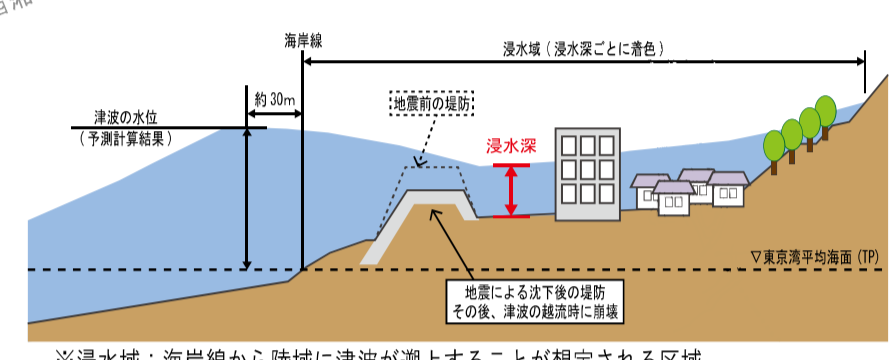
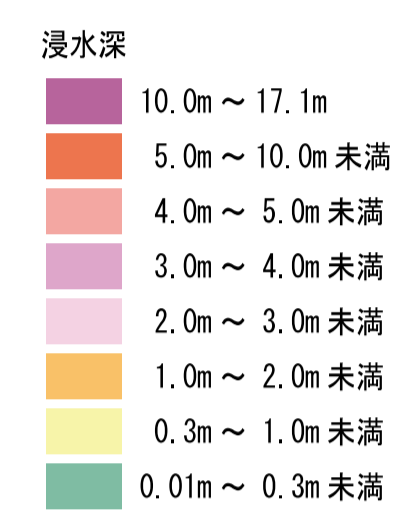
災害はいつ発生するかわかりません。
いざというときに備えて、マップを確認しましょう。
※詳細は二宮町のホームページで確認できます。



【津波浸水想定図】

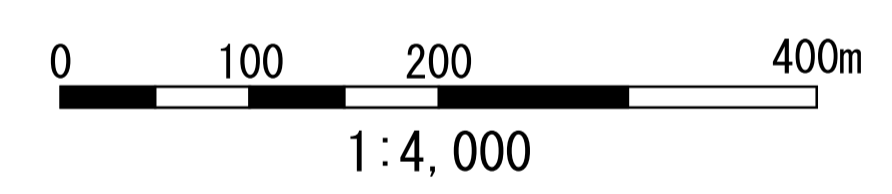


- 本図は平成27年3月に神奈川県が作成した津波浸水想定図に基づくものです。この図は、神奈川沿岸に最大クラスの津波をもたらすとされる地震の「津波浸水予測図」をもとに、浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)が最大となるよう重ね合わせた最も厳しい条件を想定したものです。なお、最大クラスの津波をもたらすとされる地震の発生頻度は2000~3000年あるいはそれ以上と極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす地震です。
- 本図では、シミュレーションで再現しきれない局所的な地盤の凹凸や建築物の影響があることなどから、本図の浸水域以外でも浸水が発生したり、浸水深が大きくなったりする場合があります。また、浸水域や浸水深は、津波第一波ではなく、第二波以降の津波によって生じる場合があります。
- 本図では、河川内については、津波による水位変化を着色していませんが、津波の遡上等に伴い、実際には水位が変化することがあります。
- 本図は、地面の高さを基準とした浸水域や浸水深を示しており、地下空間の浸水は示していませんが、実際には津波が地下空間に流入する場合があります。

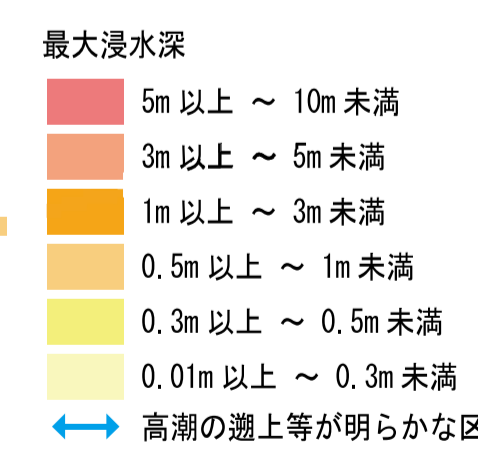
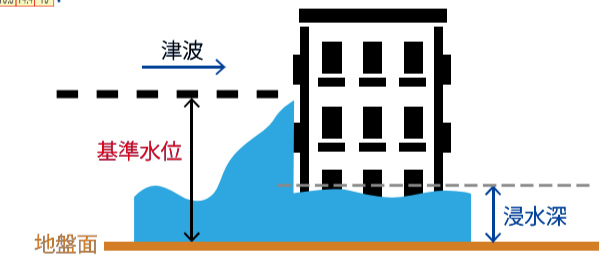


※浸水域：海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
 ※浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

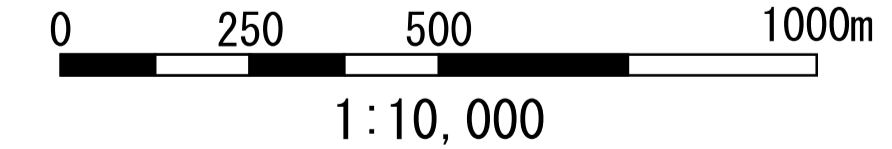
【津波災害警戒区域図】



- 本図は令和3年3月に神奈川県が作成した津波災害警戒区域図に基づくものです。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定(津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項)を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ(メートル単位)で表示しています。(左図参照)



【高潮浸水想定区域図】



- 本図は令和3年5月に神奈川県が作成した高潮浸水想定区域図に基づくものです。
- 高潮浸水想定区域図は、水防法(昭和24年法律第193号)第14条の3に基づき、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域(浸水区域)、浸水した場合に想定される浸水の深さ(浸水深)を示したものです。
- 高潮浸水想定区域図は、地面の高さを基準とした浸水深を示したものであり、地下街等の地下空間の浸水については反映していませんが、実際には、高潮が地下空間に流入する場合があります。

